省令

○農林水産省令第五十五号

植物防疫法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第四条第一項、第六条第一項、第二項及び第三項、第七条第一項、第二項及び第三項（同法第九条第六項及び第十六条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十六条の二第一項、第二十二条第一項、第二十二条の三第五項並びに第二十四条の三第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月三十日

農林水産大臣　野村　哲郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条・第二条）	第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　輸入植物等の検査（第三条―第二十二条の四）	第二章　輸入植物の検査（第五条の二―第二十二条）
第三章　輸出植物等の検査（第二十三条―第三十一条の十二）	第三章　輸出植物の検査（第二十三条―第三十一条）
第四章　指定種苗の検査（第三十二条―第三十五条）	第四章　指定種苗の検査（第三十二条―第三十五条）
第四章の二　植物等の移動の制限及び禁止（第三十五条の二―第三十五条の十一）	第四章の二　植物等の移動の制限及び禁止（第三十五条の二―第三十五条の十）
第五章　緊急防除（第三十六条―第三十九条）	第五章　緊急防除（第三十六条―第三十九条）
第六章　指定有害動植物の防除	第六章　指定有害動植物の防除
第一節　総合防除（第四十条―第四十条の四）	第一節　指定有害動植物（第四十条）
第二節　薬剤の譲与（第四十一条―第四十六条）	第二節　薬剤の譲与（第四十一条―第四十六条）
第三節　防除用器具の無償貸付（第四十七条―第五十八条）	第三節　防除用器具の無償貸付（第四十七条―第五十八条）
第七章　都道府県の防疫（第五十九条―第六十条）	第七章　都道府県の防疫（第五十九条―第六十条）
第八章　雑則（第六十一条・第六十二条）	第八章　雑則（第六十一条・第六十二条）
附則	附則
（指定物品）	（公聴会）
第一条　植物防疫法（以下「法」という。）第四条第一項の農林水産省令で定める物品は、農機具とする。	**第一条**　農林水産大臣は、植物防疫法（以下「法」という。）第五条の二第二項（法第六条第六項、法第七条第四項、法第十一条第二項、法第十三条第七項、法第十五条第二項、法第十六条の二第二項又は法第十六条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開こうとするときは、少なくともその十日前までに、場所及び意見を聴こうとする事項を公示しなければならない。
（削る。）	2　公聴会に出席して意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）は、あらかじめ、その述べようとする意見の概要を記載した文書を農林水産大臣に提出しなければならない。
（削る。）	**第二条**　削除
（削る。）	（議長）
	第三条　公聴会は、農林水産大臣の指名する者が議長として主宰する。